

件名	愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例																	
主管課	税務課																	
根拠法令等	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年3月31日公布、同年4月1日施行）																	
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 } の一部改正 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例 }</p> <p>不動産取得税の税率の特例の対象となる特別償却設備の敷地の取得期限の延長 平成24年3月31日 <u>平成25年3月31日</u></p>																		
施行日	公布の日（適用 平成24年4月1日）																	
<p>【その他参考事項】</p> <p>特別措置の概要（減収額の75%は、地方交付税で措置） 不均一課税</p> <p>半島（事業税・不動産取得税） 原発（ " ）</p> <p>(1) 区域 半島：3市町（八幡浜市、西予市（旧三瓶町）、伊方町） 原発：2市町（八幡浜市（旧保内町）、伊方町）</p> <p>(2) 対象となる特別償却設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種 半島：製造業、旅館業 原発：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 （製造業以外にあっては、増加雇用者15人超） ・取得価額 2,700万円超 <p>(3) 税率</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>・事業税</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td>初年度</td> <td>通常税率×0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年度</td> <td>" 0.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>" 0.875</td> </tr> </table> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td>・不動産取得税</td> <td>通常税率の1/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 特別償却設備である家屋 0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ その敷地である土地 0.3%</td> </tr> </table> <p>(4) 不均一課税による減収額 実績なし</p>			・事業税	}	初年度	通常税率×0.5		2年度	" 0.75		3年度	" 0.875	・不動産取得税	通常税率の1/10		{ 特別償却設備である家屋 0.4%		{ その敷地である土地 0.3%
・事業税	}	初年度	通常税率×0.5															
		2年度	" 0.75															
		3年度	" 0.875															
・不動産取得税	通常税率の1/10																	
	{ 特別償却設備である家屋 0.4%																	
	{ その敷地である土地 0.3%																	